コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当行は、監査役設置会社であり、取締役会および監査役により、取締役の職務執行を監督し、経営の透明性と健全性の向上を基本としてコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

経営の意思決定については、取締役会を最上位機関として適切な権限委譲をおこない、迅速な意思決定をおこなう体制としております。また、監査機能を強化するため、リスク分析に基づく内部監査の実施と財務諸表等、内部管理態勢への外部監査を実施しております。

【当行のコーポレート・ガバナンス体制】

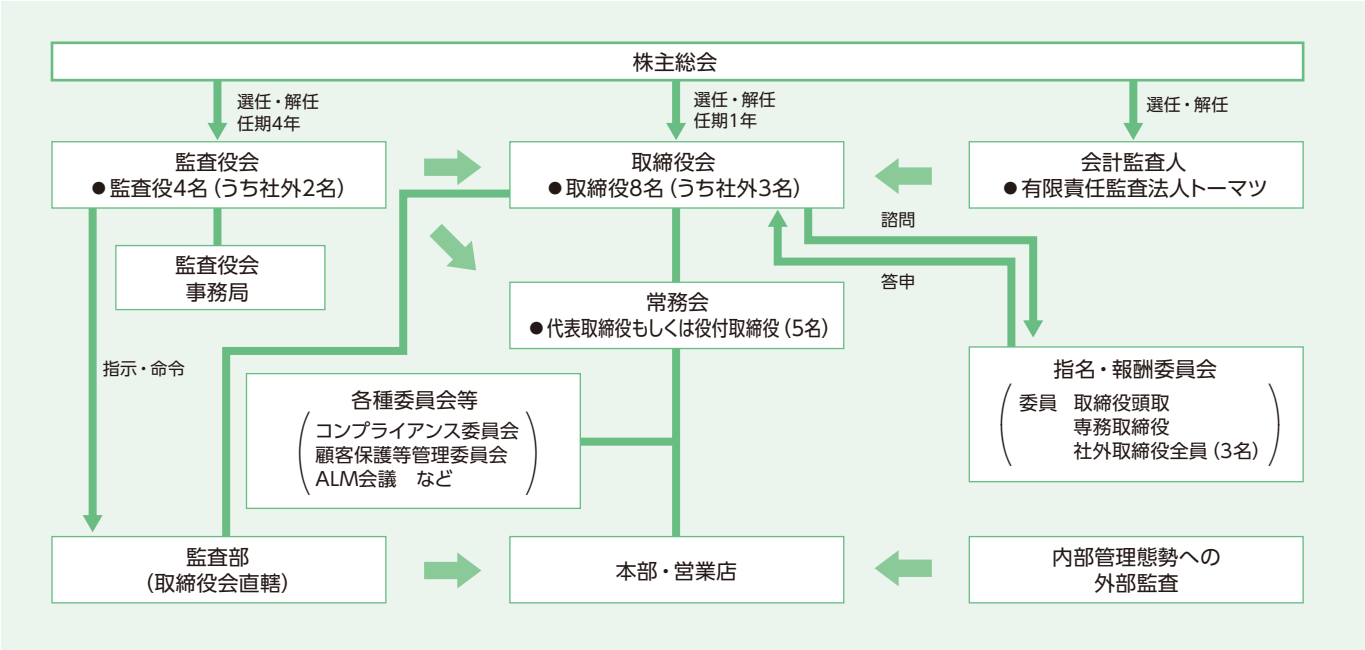

（2021年6月29日現在）

コーポレート・ガバナンス体制の概要

●取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役3名）で構成し、業務執行の基本方針・重要事項を決定するとともに、取締役が相互に監視・監督をおこなっております。

●常務会

常務会は、取締役会から権限委譲を受け、代表取締役、役付取締役が、日常業務運営における重要事項について迅速に意思決定をおこなう体制としております。

●監査役会

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、監査役会で決議をされた監査方針や計画に基づき適正な監査を実施しております。

●役員の選任と任期

取締役、監査役の選任につきましては、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて審議をおこなったうえで、取締役候補者は取締役会決議を経たのち、監査役候補者は監査役会の同意を得て取締役会決議を経たのち、それぞれ株主総会で選任されております。

取締役会の一層の活性化を図るとともに経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期につきましては、1年としております。

●譲渡制限付株式報酬制度

株式報酬型ストックオプションに代えて、2021年6月に導入しております。取締役の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし株主重視の経営意識を高めることを目的としております。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行においては、従来監査役制度を採用しており、監査役の員数の半数以上を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役で占めております。

また、取締役会には監査役全員が、常務会には常任監査役が出席し、意思決定のプロセスならびに業務執行状況の経営監視をおこなっております。

さらに、監査役・監査役会による監査環境の整備・確立について行内の規程に明記し、経営監視機能の客観性および中立性の確保を図っております。

また、社外取締役3名を選任し、経営の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

これらの体制により、厳格な監査牽制機能が果たされております。

指名・報酬委員会

当行では、取締役および監査役の指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、経営の透明性とプロセスの適正性を確保することを目的として、指名・報酬委員会を設置しており、現在(2021年7月1日)は社外取締役が委員長を務めております。

指名・報酬委員会では、次の事項について審議し、取締役会に答申しております。

- ●取締役候補者および監査役候補者の指名等に関する事項
- ●取締役および監査役の解任に関する事項
- ●独立社外役員にかかる独立性判断基準に関する事項
- ●取締役および監査役の報酬体系に関する事項
- ●その他役員に関する重要な事項

人員構成

取締役会8名

【属性】

【専門性】

氏名	専門性			
	企業経営	金融	財務会計・経済	IT・システム
土井　伸宏	○	○		
阿南　雅哉	○	○		
岩橋　俊郎	○	○		
安井　幹也	○	○		
幡　宏幸	○	○		
小田切　純子			○	
大藪　千穂			○	
植木　英次	○			○

(注) 上記一覧は取締役の全ての知見を表すものではありません。

監査役会4名

【属性】

指名・報酬委員会5名

【属性】

役員

役員(2021年7月1日現在)

取締役頭取
(代表取締役)
土井(どい)　伸宏(のぶひろ)

専務取締役
(代表取締役)
阿南(あなみ)　雅哉(まさや)

常務取締役
岩橋(いわはし)　俊郎(としろう)

常務取締役
安井(やすい)　幹也(みきや)

常務取締役
幡(はた)　宏幸(ひろゆき)

取締役(非常勤)
小田切(おたぎり)　純子(じゅんこ)

取締役(非常勤)
大藪(おおやぶ)　千穂(ちほ)

取締役(非常勤)
植木(うえき)　英次(えいじ)

常任監査役
仲(なか)　雅彦(まさひこ)

監査役
安藤(あんどう)　浩行(ひろゆき)

監査役(非常勤)
中務(なかつかさ)　裕之(ひろゆき)

監査役(非常勤)
田中(たなか)　素子(もとこ)

(注) 取締役小田切純子、大藪千穂および植木英次は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
監査役中務裕之および田中素子は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

執行役員(2021年7月1日現在)

常務執行役員 (大阪営業部長兼難波支店長)	脇(わき)　一博(かずひろ)
常務執行役員	西村(にしむら)　浩司(ひろし)
常務執行役員	和田(わだ)　実(みのる)
常務執行役員(本店営業部長)	橋(はし)　憲司(けんじ)
常務執行役員(東京営業部長)	辻(つじ)　博之(ひろゆき)
執行役員(監査部長)	伊東(いとう)　久光(ひさみつ)
執行役員(公務・地域連携部長)	奥野(おくの)　美奈子(みなこ)
執行役員 (田辺支店長兼三山木支店長)	青木(あおき)　和仁(かずひと)
執行役員(融資審査部長)	上垣(うえがき)　健一(けんいち)
執行役員(リスク統轄部長兼 リスク統轄部お客様サービス室長)	四方(しかた)　寛之(ひろゆき)
執行役員(三条支店長)	川崎(かわさき)　隆史(たかし)
執行役員(営業本部長)	田中(たなか)　基義(もとよし)
執行役員 (京銀証券株式会社代表取締役社長)	中嶋(なかじま)　隆宣(たかのり)
執行役員(市場金融部長)	森本(もりもと)　紳太郎(しんたろう)
執行役員(人事総務部長)	羽渕(はぶち)　完司(かんじ)
執行役員(経営企画部長)	本政(もとまさ)　悦治(えつじ)

経営基盤

リスク管理体制

環境認識

金融・経済のグローバル化の進展、金融技術やITの向上等を背景にビジネスチャンスが拡大する一方で、それらに伴うリスクはますます多様化・複雑化しております。

このような環境の中、当行ではリスク管理を経営の安全性・健全性を維持するための最重要課題と位置付け、これに万全の体制で臨んでおります。

統合的リスク管理

業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、当行の安全かつ健全な経営基盤を確立するため、「統合的リスク管理規程」を定め、総体的に捉えたリスクを当行の経営体力(自己資本)と比較・対照する、自己管理型のリスク管理体制を整備しております。

リスクの種類ごとに本部の主管部を定め、これらが組織横断的に所管するリスクの管理をおこなうとともに、これらのリスクをリスク統轄部が統合的に管理することにより、リスク管理の一層の強化、充実を図っております。

同時に当行では、主要なリスク(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)の計量化を進め、これらに対する資本配賦をおこなっております。リスク量については、半期ごとに見直しをおこなうリスク管理方針に基づき、配賦資本額をその限度額として管理しており、算出したリスク量を毎月のALM会議において経営へ報告する体制としております。加えて、リスク包括的なシナリオに基づき、各種リスクが同時に顕在化した場合を想定した統合ストレステストを実施しております。

【当行のリスク管理体制】

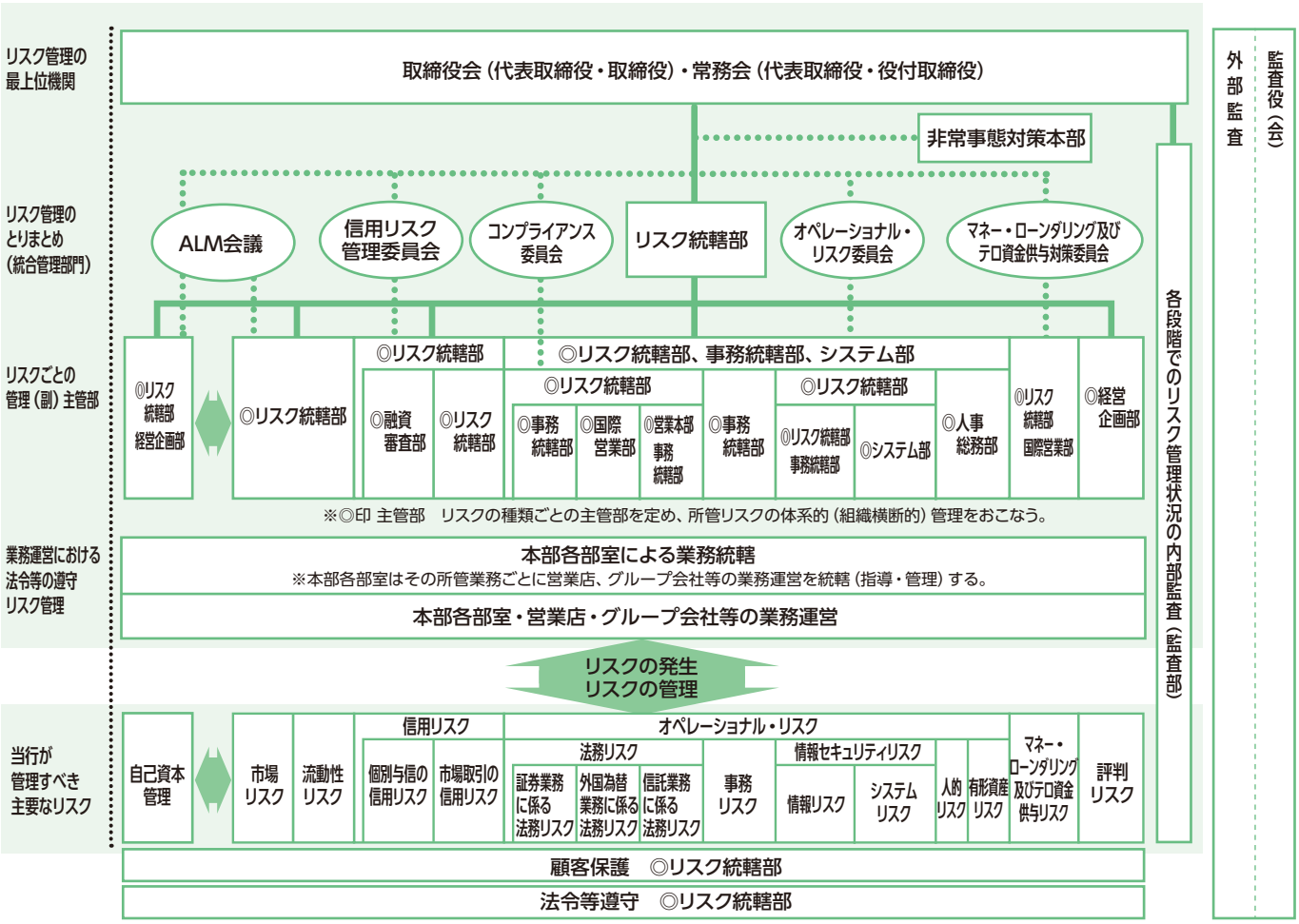

(2021年7月1日現在)

各リスクの詳細については当行HP掲載の資料編pp.12～14に記載しております。

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

環境認識

コンプライアンスは、公共性が強く求められる銀行において、いつの時代にあっても経営の原点です。

当行では、役職員一人ひとりの行動がみなさまから信頼され、支持されることによって、地域社会の方々と揺るぎない信頼関係を築き、「京都銀行は、安心と満足をもって長く付き合うことができる魅力ある銀行」と言われ続けるために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、その徹底を図っております。

コンプライアンス体制の確立と適切な運用

リスク統轄部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の問題等を一元的に管理し、対応をおこなうなど、体制の強化に努めております。

コンプライアンスの実践については、年度毎に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を制定し、本プログラムに沿って各種施策を推進するとともに、「私達の企業倫理と行動規範」を制定し、従業員への徹底に努めております。

近年のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的要請を踏まえ、これらへの対応を重要な経営課題と位置付け、リスク統轄部を主管部として同部内に「マネー・ローンダリング対策室」を設置し、対策強化に取り組んでおります。

また、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定のうえ本方針に基づく体制整備をおこない、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

【当行グループのコンプライアンス体制】

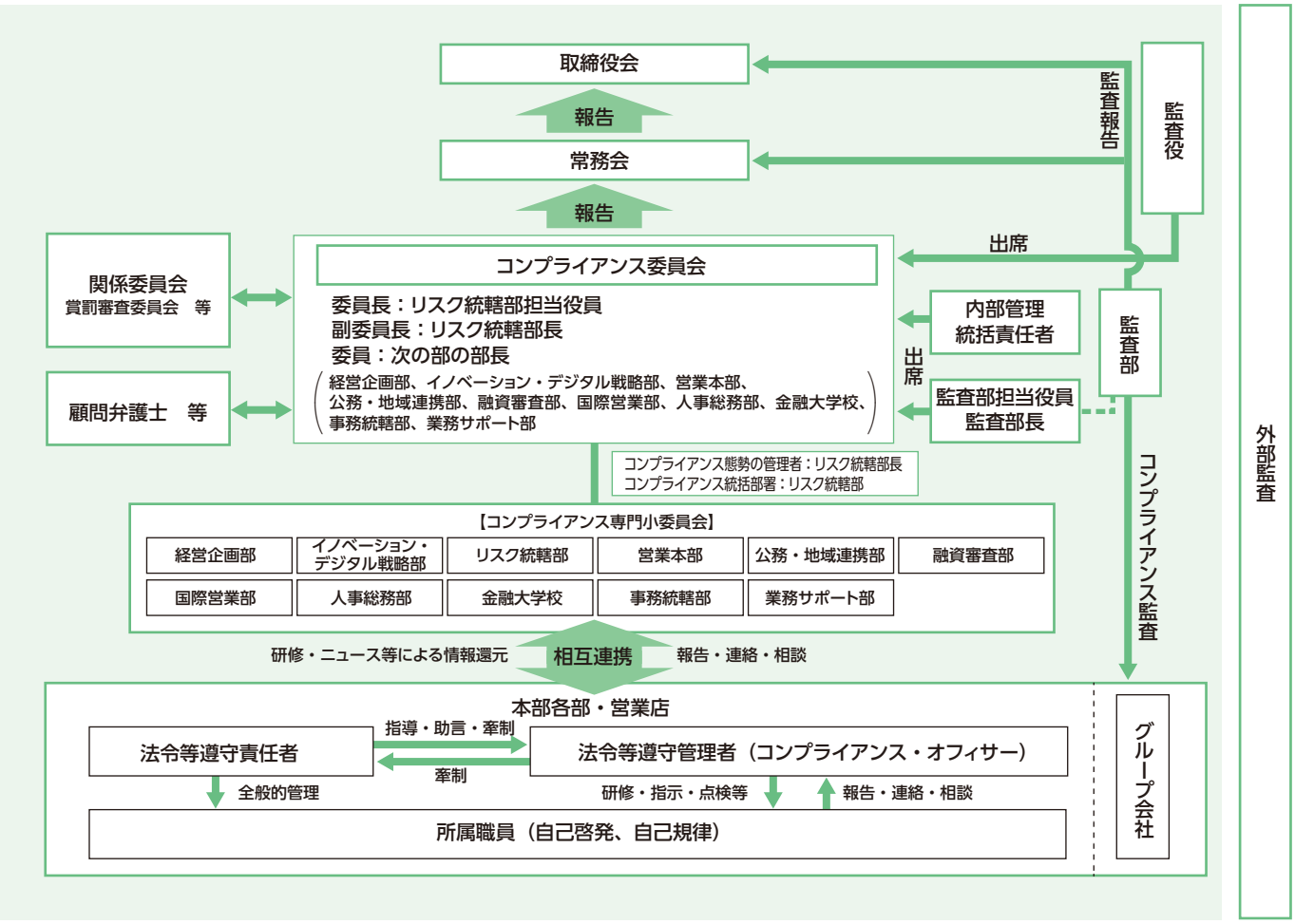

（2021年7月1日現在）

「私達の企業倫理と行動規範」、「反社会的勢力に対する基本方針」については p.48をご覧ください。

マネー・ローンダリング及び テロ資金供与対策の体制

環境認識

近年、グローバル化の進展などにより、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的要請が高まっております。当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を防止し、業務の適切性を確保するため、マネー・ローンダリング等への対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、体制の強化に取り組んでおります。

取り組みについて

マネー・ローンダリング対策統括責任者を委員長とする「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策委員会」を設置し、マネー・ローンダリング等への対策にかかる問題等を一元的に管理し、対応をおこなっております。

対応にあたっては、リスク統轄部をマネー・ローンダリング等への対策にかかる主管部署と位置づけ、各部門と連携して当行が直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じております。

また、マネー・ローンダリング等の防止に向けた基本方針として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を制定し、公表しております。

【当行のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策管理体制】

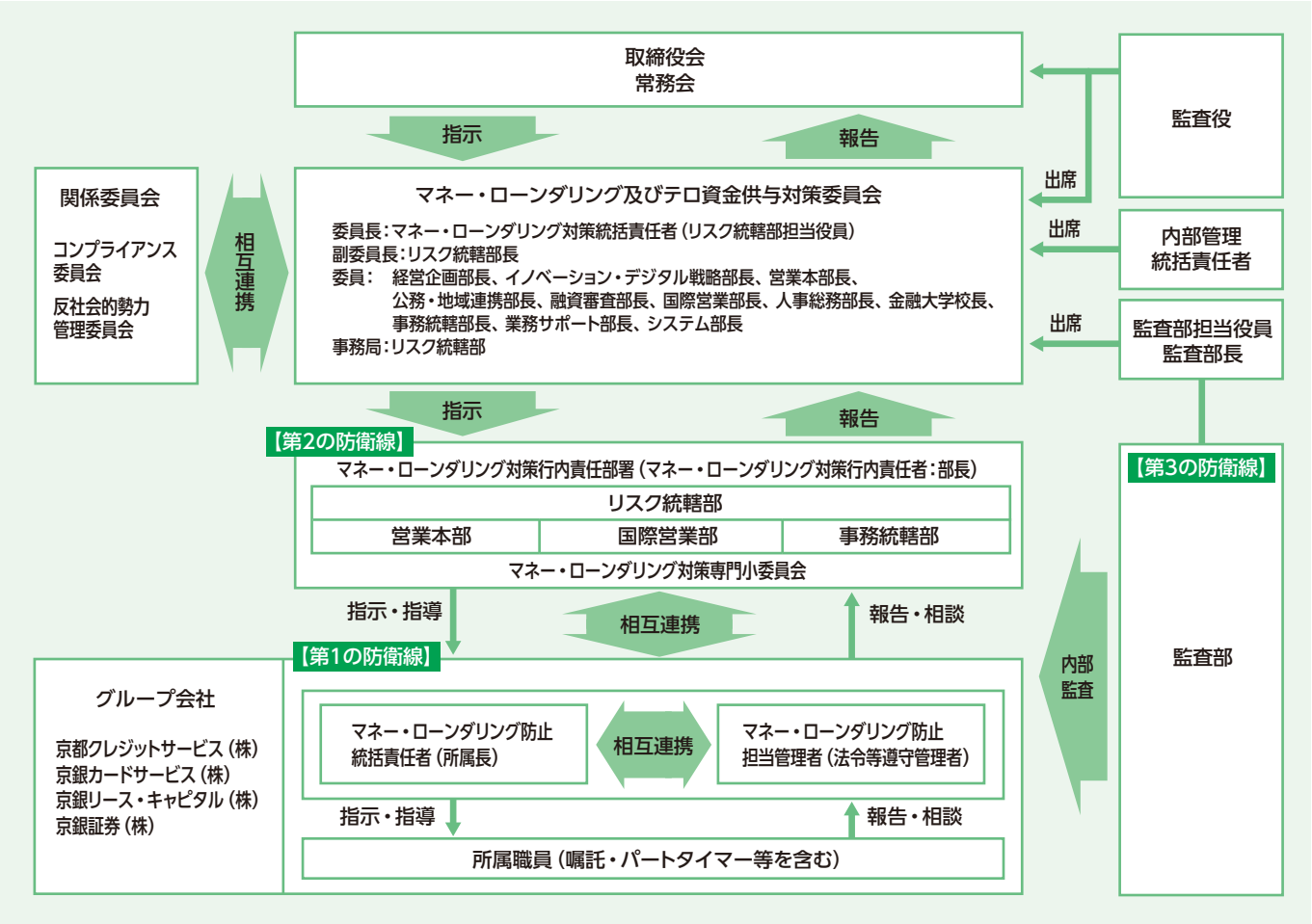

（2021年7月1日現在）

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

京都銀行グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を定め、管理体制を整備します。

1. 運用方針
2. 組織態勢
3. リスクベースアプローチ
4. 顧客の管理方針
5. 経済制裁及び資産凍結
6. 疑わしい取引の届出
7. コルレス契約締結先の管理
8. 役職員の研修
9. 遵守状況の監査

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」は基本方針の項目のみ抜粋し、掲載しております。詳しくは当行HPをご覧ください。

顧客保護および金融円滑化への取り組み

当行では、お客さまの保護および利便性の向上に積極的に取り組むとともに、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点からも、適切かつ十分にお客さまへの説明をおこなうよう取り組んでおります。

また、地域における円滑な資金供給や経営改善・事業再生支援など、お客さまの経営実態や特性等を十分に踏まえた、きめ細やかな対応の実践に努め、金融円滑化に積極的に取り組んでおります。

ご相談・苦情受付体制について

当行では、お客さまからのご相談や苦情には適切に対応する体制とし、お客さまのご意見・ご要望等は真摯に受け止め、改善に向けて取り組んでおります。

同時に、お借入の条件変更等に関する苦情のご相談に誠意をもって問題解決にあたれるよう、体制を整えております。

また、法人・個人事業主のお客さまや住宅ローンをご利用いただいているお客さまが、新たな資金ニーズや既存のお取引内容に関することなどについてご相談いただきやすいよう、受付体制の一層の充実を図っております。

お客さまからの苦情等に対する当行の解決策にご納得いただけない等の場合、公正中立な立場での解決に向け、金融ADR制度(※)への取り組みもおこなっております。

金融ADR制度への取り組みに関しては、お客さまからの苦情等に対し、迅速・公平かつ適切な対応をおこなうべく、指定紛争解決機関である全国銀行協会および信託協会と手続実施基本契約を締結しております。

(※)金融ADR制度

紛争事案について裁判によることなく(裁判外で)、紛争解決(ADR)機関によるあっせん・調停・仲介のもと、公正中立な立場で紛争の解決をおこなう制度。

【当行のご相談・苦情受付窓口】

ご相談・苦情受付窓口		受付時間
お取引店	店舗のご案内（当行 HP 掲載の資料編 pp.3～6）でご確認ください。	平日　9：00～17：00
本部	**075-361-2211**（代表）「お客様サービス室」とお申し付けください。	

【その他のご相談窓口】

●法人・個人事業主のお客さまおよび住宅ローンをご利用のお客さま

ご相談受付窓口	受付時間
5時までご相談コーナー	平日　15：00～17：00
土曜ご相談プラザ	土曜日　9：00～17：00
土・日ご相談プラザ	土・日曜日　9：00～17：00

●法人・個人事業主のお客さま

ご相談受付窓口	受付時間
きぎょうサポートオフィス	平日　9：00～17：00

●住宅ローンをご利用のお客さま

ご相談受付窓口	受付時間
ローン営業部 （くずはローン営業部は日曜日、茨木ローン営業部は土・日曜日も休業）	平日・土・日曜日 9：00～17：00 （水曜日休業）
住宅ローンプラザ	土・日曜日 9：00～17：00
住宅ローンに関する 金融円滑化専用フリーダイヤル 0120-075-053	平日　9：00～17：00

【お借入の条件変更等に関する苦情の相談窓口】

ご相談受付窓口		受付時間
営業店	お取引店の「金融円滑化責任者」が承ります。	平日　9：00～17：00
本部	金融円滑化苦情相談窓口 （金融円滑化苦情相談係）　0120-075-016	

【「金融 ADR 制度」における当行の指定紛争解決機関】

【銀行取引について】	全国銀行協会相談室	0570-017109　または　03-5252-3772
【信託取引について】	信託相談所	0120-817335　または　03-6206-3988

最新の情報は当行HPをご確認ください。

(2021年7月1日現在)

業務継続体制

環境認識

豪雨災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、業務継続体制の構築の必要性が高まっております。当行では、危機発生時において、早期に被害の復旧を図り、必要最低限の業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定する等、業務継続体制の構築を図っております。

業務継続の基本方針

自然災害・感染症の蔓延・事故災害・人為的災害等による大規模な被害発生により、当行の業務継続が脅かされる危機発生時において、速やかに業務の復旧を図るため、次の方針を定めております。

○被災地等の地域住民のみなさまの生活や経済活動の維持のため、金融サービスの継続に努めます。
○金融決済機能を維持し、経済活動の混乱を抑制することに努めます。
○役職員の安全を確保するとともに、業務の停止に伴うお客さまからの信認低下など、当行の経営面の影響を軽減します。

災害発生時の危機管理態勢

平常時には、BCPに基づく危機管理体制を見直し、改善するための年間計画として業務継続プログラムを策定し、体制整備を図っております。

また、自然災害・感染症の蔓延等の危機発生時には、「非常事態対策本部」により一元的に指揮・命令をおこなう体制としており、被災シナリオごとに作成した業務継続マニュアル、業務継続手順書およびコンティンジェンシープランに基づき、早期の業務復旧を目指します。

【当行の危機管理態勢】

平時より危機管理体制を構築しておくことが必要であるため、平常時における業務継続体制（Business Continuity Management : BCM）を構築すると共に、危機発生時を想定した危機管理（Crisis Management : CM）マニュアル、および業務継続計画（Business Continuity Plan : BCP）を策定する。

災害等危機管理規程（BCP）

1. 総則（業務継続の基本方針）
2. 業務継続計画（BCP）
   (1) 業務継続計画（BCP）
   (2) 業務継続体制（BCM）
   (3) 業務継続計画（BCP）の想定すべき危機事例（被災シナリオ）
   (4) 重要業務選定基準
   (5) 当行の重要業務
   (6) 目標復旧時間
   (7) 危機管理マニュアル（業務継続マニュアル・業務継続手順書）
3. 平常時における業務継続体制（BCM）
4. 危機発生時における危機管理体制（CM）

（平常時）

業務継続管理プログラム（BCM）

業務継続の実効性を高めるため、次の事項を業務継続管理プログラムとして策定し、業務継続体制の整備をおこなう。
1. 業務継続計画（BCP）の見直し
   (1) 業務継続体制（BCM）の見直し
   (2) 危機管理体制（CM）の見直し
2. 業務継続計画（BCP）の教育・訓練

審議・策定・管理
（実行組織）
オペレーショナル・リスク委員会

（危機発生時）

業務継続マニュアル（CM）（被災シナリオ毎に作成）

1. 被災シナリオおよび被害想定
2. 業務継続の基本計画
   (1) 災害発生後の対応
   (2) 重要業務の選定
   (3) 危機管理体制（CM）
   (4) 優先営業店舗の設定
   (5) 代替拠点の場所
   (6) 情報の収集・発信体制
   (7) グループ会社との連携
   (8) 緊急対応業務・復旧対応業務

業務継続手順書（被災シナリオ毎に作成）

1 重要業務の作業手順
2. 緊急・復旧対応業務の作業手順

＋

コンティンジェンシープラン

対応
（実行組織）
非常事態対策本部
準非常事態対策会議

経営基盤

サイバーセキュリティ

環境認識

デジタル技術の進展により、お客さまに安心して金融サービスをご利用いただくとともに、金融インフラの安定稼動と持続的発展に貢献するため、サイバーセキュリティ対応が重要となっております。

当行では、内外の組織や専門家と協力して、当行および当行が提供するインターネットサービス利用者に関するコンピュータ・セキュリティ事案の検知、解決、被害局限化および発生の防止を図ることにより、当行および情報ネットワーク社会のセキュリティ向上に取り組んでおります。

取り組みについて

「情報セキュリティポリシー」に基づき、「システムリスク管理規程」ならびに「サイバーセキュリティ対応規程」を定め、サイバー攻撃に関するリスクを適切に管理し、サイバーセキュリティ対応をおこなうための態勢を整備しております。

当行では、日々高度化・巧妙化していくサイバー攻撃による脅威に対応するため、システム部内にサイバーセキュリティ対策室を設置し、サイバー攻撃の動向や脆弱性等の情報収集・把握、サイバー攻撃事案への対応（検知、解決、被害局限化、対策等）を一元的に実行できるようにしております。

また、定期的にサイバー攻撃事案を想定した訓練を実施し、実効性の向上に努めております。

お客さまに提供するインターネット上のサービスについては、不正アクセスやサービス停止攻撃等への対策を講じるほか、インターネットバンキングの不正使用防止を図るための対策を実施しております。

【取組事例】

サイバーセキュリティ対策のさらなる強化を図る取り組みの一環として、京都府警察本部と連携し、金融機関等の職員を対象に「サイバー犯罪対策セミナー」を開催しました。

セミナーでは、京都府警察本部 生活安全部 サイバー犯罪対策課から講師を招き、キャッシュレス決済の広がり等により、一層サイバー空間が社会インフラ化している現状や、フィッシング詐欺の手口の巧妙化をはじめとするサイバー犯罪の最新の動向等について講演いただきました。

当行職員に加え、近畿財務局や日本銀行、京都府内3金融機関の職員もセミナーを受講するなど、サイバーセキュリティ対策の取り組みにおいては、関係機関と連携して積極的に取り組んでおります。

【セミナーの様子】

各種方針等

私達の企業倫理と行動規範

私達は、次の企業倫理・行動規範を共有し、日常業務の中で実践することによって、社会の皆さまからの厚い信頼と信用を得、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念の実現に努めてまいります。

Ⅰ. 企業倫理

1. 信頼の確保

京都銀行グループは、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念のもと、社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて地域社会とのゆるぎない信頼関係を確立します。

2. 法令やルールの厳格な遵守（コンプライアンス）

京都銀行グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。

3. お客さま本位の実践

京都銀行グループは、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに的確にお応えする金融サービスを提供するとともに、お客さまの保護にも十分配慮した「お客さま本位」の経営に取り組みます。

4. マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対応

京都銀行グループは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 反社会的勢力との関係遮断

京都銀行グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害の防止に取り組みます。

6. 社会的責任の遂行

京都銀行グループは、社会に開かれた透明性の高い経営を展開するとともに、社会貢献活動あるいは環境問題に積極的に取り組みます。

7. 適正な情報開示

京都銀行グループは、社会全般から広く理解と信頼を得るため、経営情報を適時適切にディスクローズします。

8. 働きやすい職場環境の確保

京都銀行グループは、心身ともに健やかに働くことができるよう、各自の健康増進や職場内のコミュニケーションの活性化を積極的に推進し、各自の能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境づくりに努めます。

9. 人権の尊重

京都銀行グループは、すべての人々の人権を尊重し、豊かな人権感覚をもって企業活動に取り組みます。

Ⅱ. 行動規範

1. 法令等の遵守（コンプライアンス）

私達は、法令や社会のルールあるいは業務上の諸規程等のきまりを厳格に守ります。嘘をついたり、隠したり、見て見ぬふりをしたりしません。

2. 約束の厳守

私達は、約束したことは必ず守ります。

3. 守秘義務の徹底

私達は、情報管理の徹底をはかり、業務上知り得た秘密情報を厳格に守ります。

4. 情報の不正利用の禁止

私達は、業務上知り得た取引先や銀行グループに関する秘密情報を自己もしくは第三者の利益のために不正に利用しません。

5. 適正かつ高度な金融サービスの提供

私達は、誠実かつ適正に業務を遂行し、商品・サービスを提供する際は、お客さまに対し内容を正しく開示し説明します。また、質の高い価値ある金融サービスを提供することにより、お客さまの利益を保護するとともに、経済・社会の発展に貢献していきます。

6. お客さまの立場に立った応対

私達は、常にお客さまの視点に立ち、その場に応じた適切な応対によってお客さまに満足していただけるよう努めます。また、苦情等が寄せられた場合は、誠実に応対します。

7. 公正な取引の確保

私達は、お客さまとの取引条件や商品・サービスの内容等について他の金融機関、企業等と話し合って決めたり、取引上の優越的な地位を利用してお客さまに取引を強要するようなことはせず、公正に取引を行います。

8. 不適正な取引の排除

私達は、不適正・違法な取引の排除に努め、社会の安定と正義の実現に金融面から貢献します。

9. 公私の別の明確化

私達は、常に公私の別を明確にします。また、職務やその地位を利用して私的な利益をはかったり、公費を私的な目的に流用したりしません。

10. 接待・贈答等の規律厳守

私達は、賄賂その他法令等に違反するものはもちろん、過剰な接待・謝礼、社会通念に照らして妥当性を欠く経済的利益を一切提供せず、また一切受け取りません。

11. 健全な職場環境の維持

私達は、職場秩序を守りつつ、お互いに人格、個性、多様性を尊重し、快適で健全な職場環境で働けるよう努めます。また、職場の内外を問わず、京都銀行グループで働く者としてふさわしい行為を行います。

12. 報告・連絡・相談の徹底

私達は、何事によらず「報告・連絡・相談」（ホー・レン・ソー）を基本動作として実践します。

13. 検査への積極的な協力

私達は、法令・諸規程遵守に関する検査に対して、事実を隠ぺいすることなく、すべての事実を明らかにする姿勢の下に積極的に協力します。

14. 良き企業市民としての社会貢献

私達は、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念のもと、一人ひとりが地域社会の一員として地元とのつながりを深め、素晴らしい地域づくりのため、積極的に社会貢献活動に取り組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の基本方針を遵守し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体として対応します。

また、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、銀行単体のみならず、他社（信販会社等）との連携による金融サービスの提供などの取引を含めて、一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引や反社会的勢力に対する資金提供は行いません。